

号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集：山田町復興推進課

山田国道45号周辺地区土地区画整理事業区域の登記簿に記載されていない
権利（借地権等）の申告並びに相続登記又は代表者の届け出について

山田国道45号周辺地区土地区画整理事業については、平成26年8月26日に岩手県から事業認可を受け、土地区画整理審議会の設置準備や、起工承諾による工事を開始しました。

土地区画整理事業の施行にあたっては、土地の権利内容を明確にする必要があります。登記をしている権利については、町が登記簿を調査し確認していますが、登記をしていない借地権等の権利は、町で確認する方法がありませんので、未登記の権利者は、役場建設課に権利を申告してください。

また、事業を適正に行うため、権利者の死亡等により相続登記を行っていない方は、相続登記をお願いします。相続登記までに時間を要する方は、相続人の中から代表者1人を選任し、役場建設課に届け出をお願いします。

権利申告書や代表者の届出用紙は、役場建設課で配布しています。

【申告場所・お問い合わせ先】

役場 建設課 都市計画係 TEL：0193-82-3111（内線234、236）

山田町復興計画に関するアンケート調査について

町では、本年度が震災から4年目の復旧期から再生期に向かう節目の年であることから、これまでの復興計画がどの程度進んだかを検証したうえで、これからのまちづくりの方向性をより具体的にするため、山田町復興計画に関するアンケート調査を実施します。

皆様から、復興の進捗状況や、まちづくりについてご意見をお伺いし、今後の計画に反映させたいと考えています。

つきましては、本号（9月15日号）とともにアンケート調査票及び返信用封筒をお配りしていますので、調査票に回答をご記入の上、9月30日（火）までにご返信をお願いします。

記入方法等、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせの際は、「復興計画に関するアンケート調査について」とお申し出ください。

【お問い合わせ先】

役場 復興推進課 TEL：0193-82-3111（内線341、344）